

# 第38回さいたま市自治基本条例検討委員会

## 次 第

平成23年10月17日（月）午後6時45分～  
大宮区役所南館301会議室

1 開 会

2 議題

（1）自治基本条例について

3 その他

4 閉会

### 【配付資料】

次第

参考資料1 市民から寄せられた意見

参考資料2 市民から寄せられた意見概要（中間報告以降）

## 市民から寄せられた意見

### 自治基本条例に関する意見

さいたま市内に勤務して40年になりますが、その発展ぶりを拝見し、インフラの整備等の恩恵に預らせていただいております。

さらに自治基本条例がないと市民の意見が反映されていないのでしょうか、議会制民主主義は機能しており現状で十分と思います。

しかも、他の条例の上位の位置付けのようなものは条例とはいえないものです。このような強力な位置づけのものに、国籍条項も設けなければ、一時的に住んでいる人でも参加できて、年齢制限もないのも疑問です。大部分の人は生活に忙しく十分に市政に興味を持ち参加することは難しいはずです。ごく限られた人達により、この条例を盾に反日本的な活動をされる危惧があります。意思能力もない子供が反日本的な活動に利用される恐れがあります。

自治基本条例でうたっている市民請求の大部分は現状でも可能なかぎり達成されているのではないのでしょうか。私は満足しています。かえって市民の委員会等は市会議員の役割を不明確にし、市政を混乱させるだけではないのでしょうか、自治基本条例をあえて制定する必要はありません。制定に強く反対します。

---

### 自治基本条例の危険性（反対意見）

自治基本条例は、自治体によっては市民参画条例、街づくり条例などと、一見、地方行政への市民参加を促す条例のように思われますが、多くの問題点や危険性を持っています。

行政・首長・議員、住民が本来やるべきことを行い、既存の条例の整理と効果的運用がなされていれば、定める必要の無い条例なのです。この条例を制定しようとする事は、やるべき人たちがやるべき事を行っていないという事になります。

自治基本条例や市民参画条例の市民の定義に在住外国人等を含めている自治体もありますが、その自治体に住んでいるという事と、政治参画する資格があるという事は別の事なのです。その自治体に対する義務と責任を同等に負っていない人の政治参画が制限されるのは当然の事です。この条例が無くても意思を伝えることは出来ますし行政サービスを受けることも出来ます。

一見、綺麗に見える言葉に騙されることなく、この条例の持つ危険性と、推進している人たちの本質を見抜き、私たちの生活に直接関係してくる「作ってはいけない条例」を監視し、阻止していかなければなりません。

以上、2名の方からの意見

## 市民から寄せられた意見概要（中間報告以降）

会議	意見者数	意見概要
第18回 (4/12)	1	<p>(1) 条例案を広く市民に知らせ、意見を求めるべき。</p> <p>(2) シンプルに、市民に分かりやすく、親しみやすい条例にするべき。</p> <p>(3) 条例に規定する主な事項 「市民の権利、権利の濫用禁止及び市民が主権者」、「市民、市、事業者団体の役割と責務及び市民相互の助け合い」、「情報公開、情報を知る権利」、「市政は公平、公正を旨とし市民の利益、幸福を基本とする」、「市民投票制度」、「市民のチェック制度の強化」、「パブリックコメントと行政の応答義務」、「政策立案段階からの市民参加（画）」、「議会への市民参加」、「協働の推進」、「危機管理体制」、「環境施策の推進」、「スポーツの推進」、「市長の多選自粛」、「最高規範」、「改正規定」</p> <p>(4) 他自治体の条例も参考に本市の特色を発揮した条例とするべき。</p>
第19回 (4/19)	2	<p>(1) まちづくりと暮らしの羅針盤となる条例ができると期待。</p> <p>(2) 市民が自覚と責任を感じることが出来る条例にしてほしい。</p> <p>(3) 名称は、「自治基本条例」の方がよい。</p> <p>(4) 「市民」の定義は、平塚市の条例（市の区域内において居住する人、働く人、学ぶ人、事業を営む者、活動する団体等をいいます。）等が分かりやすい。</p> <p>(5) 外国人から学ぶことも多いはず。差別や不公平を許さないまちであってほしい。</p> <p>(6) 市民（自治）憲章を作ったらどうか。</p>
第21回 (5/10)	3	<p>(1) 議会の役割として「市の意思を決定する」とあるのは疑問。</p> <p>(2) 区役所は地域振興の拠点であるべき。</p> <p>(3) 区民会議の現状として、まちづくりの課題を考える意識に至ってないことが問題。</p>
第22回 (5/27)	4 <hr/> 5	<p>(1) 協働の推進を図るためには人材が必要不可欠だが、それは推進するための課題である。</p> <p>(1) 市の憲法というのは行き過ぎの表現と考える。</p> <p>(2) 条例化の必要性がよく分からない。市長と議会と市民の関係を整理して明確化、又は既存の条例、規則の改正でよいのではないか。</p> <p>(3) その他、中間報告の各項目についての主な意見 ア 基本的なルールがなぜ必要なのか。 イ 住民が主体であり、それ以外の者はサブ的な位置づけであろう。 ウ 市民憲章として自治の基本理念、各主体の責務等程度にとどめておくべき。市民の権利は役割でよい。 エ 議員と職員を出さずに市民と議会と市長でよい。 オ 「市民自治」の明確な定義が必要。「市民自治の確立」とはどのような状</p>

		<p>況か。「市民自治の発展」など概念的によく分からない。</p> <p>カ 団体は「市民」ではなく「市民団体」とすべき。</p> <p>キ 市民について、義務を果たした上で権利の行使があるべき。</p> <p>ク 子供について、「市民自治を担う能力を有しており」とするのは難しい。</p> <p>ケ 「市の健全な発展」とは何か。</p> <p>コ 市民の意思はどのように把握することができるのか。意思は踏まえるのでよく、反映までする必要はない。</p> <p>サ 病気や多忙な人の意見を汲み取るためには職員が訪問するのか。</p> <p>シ 住民投票以外に住民はどのような選択肢を持っているのか。</p> <p>ス 「社会経済情勢…等の変化を十分に見据えた上で、必要に応じて総合振興計画の弾力的な見直しを行う」とすべき。</p> <p>セ 財政の健全さは何の指標で判断するのか。</p> <p>ソ 「市民にも、自らの社会的な行為が市の健全財政に結びつくことを意識し…」の具体的なイメージができない。</p> <p>タ 監査など確認的に規定されている条項もあり、条例ではなく市民憲章的に作成し、各条例等を直すことでよいのではないか。</p> <p>チ 行政評価について、市民への説明は評価の実施後のことではないか。</p> <p>ツ 行政需要の増大と厳しい財政運営とあるが、行政需要すべて税金でまかなわなければならないのか。</p> <p>テ 「少子高齢化」と「行政需要の増大」との因果関係が希薄ではないか。</p> <p>ト 「少子高齢化」は、「少子化、高齢化」としたほうがよいのではないか。</p> <p>ナ 「費用対効果の低い事業等の見直しは必須」とあるが、利益の出ないものも行政は行っている。</p> <p>ニ 他の自治体との関係についてはあえて必要か。</p> <p>ヌ 国際交流等で相互理解を深めることが市にどう良い影響をもたらすのかよく分からない。</p> <p>ネ 本庁と区役所の役割分担などすぐやるべきことがある。本庁の記述が少なすぎる。</p> <p>ノ 役職である区長に責任はあるが、概念としての区役所に役割はあるが責務はない。区役所とは場所なのか、施設名、一集団の名称なのか。</p>
	6	<p>(1) 公益通報した市民の保護規定があったほうがよい。</p> <p>(2) まちづくりの理念とビジョンを簡潔に前文として掲げる。</p> <p>(3) 市の条例の中で最高（基本）として性格付けをするので法律体系を乱すものではない。「基本規範」と表現するのはどうか。</p> <p>(4) 法務に関し、市民の意見を聴くことを掲げるべき。</p> <p>(5) 地域コミュニティに関し、自主防災組織も明記するべき。</p> <p>(6) 実効性確保のため、2、3年ごとに見直すとしたらどうか。</p> <p>(7) 行政裁量の余地はできるだけ狭くするべき。</p>
第 23 回 (5/31)	8	<p>(1) 「市民」の定義に国籍要件を含めてほしい。</p> <p>(2) 外国人に住民投票の権利を与えることには慎重であるべき。</p>

	9	(1) 間接民主制が大前提であるのに「市民自治」はおかしい。制定反対。
第24回 (6/10)	10	(1) 実質、外国人参政権を認めてしまうことになる。もっと市民に意見を問ってもらいたい。
第25回 (6/14)	11	(1) 各文案の末尾は、一般市民目線の言葉（行う、できる等）で、行動につながるインパクトある平易なものにしてほしい。 (2) 市長と職員とを分離して表し、職員のやる気向上を高めてほしい。
第26回 (6/21)	12	(1) 国の法律等について「自らの責任において行う適正な解釈」を求めるべきではない。「的確な解釈」とすべき。
第27回 (6/28)	13	(1) 非住民、法人、外国人を含み、広く「市民」とするのは、通常の「市民」の定義（参政権のある者）とは異なる。
第30回 (7/26)	14	(1) 住民投票の投票権者は、年齢及び国籍要件を設け、公職選挙法に準ずるべき。
第32回 (8/9)	15	(1) 情報公開に関し、「公表の義務」を追加するべき。
第33回 (8/17)	16	(1) 外国人参政権に反対。
第34回 (8/23)	17	(1) 人事行政の運営等の状況の公表に関する条文を設けるべき。
第35回 (8/29)	18	(1) 公文書（市政情報）の管理に関する条文を設けるべき。
第36回 (9/30)	19	(1) 男女共同参画に関する条文を設けるべき。
	20	(1) 制定反対。「市民」はすべて「住民」とし、「外国人住民」とは区別するべき。 (2) 住民投票条例は、非常設型でよい。
	21	(1) 市に居住していなくても、就学、就労、団体に属するものが市民に含まれている。外国人参政権は非常に危険。制定反対。
第37回 (10/11)	22	(1) 制定反対。市民に他市住民を含めているのはおかしい。 (2) 常設型住民投票条例に反対。
第38回 (10/17)	23	(1) 国籍条項や年齢制限がなければ限られた人達による反日的活動を危惧する。制定反対。
	24	(1) 在住外国人等の政治参画が制限されるのは当然のこと。市長、議員、住民がやるべきことを行っていれば、この条例は不要。